

JCB・Zゴールド会員特約

第1条(名称) 本カードは、全国税理士共栄会(以下「当会」という。)と株式会社ジェーシーピーまたは株式会社ジェーシーピーおよび株式会社ジェーシーピーの指定するカード発行会社(以下「JCB」という。)が提携して発行するものでJCB・Zゴールド(以下「カード」という。)と称します。

第2条(会員) 本特約および別途JCBの定めるJCB会員規約を承認のうえ入会を申し込み、当会およびJCBが認めた方を会員(以下「会員」という。)とし、JCBがカードを貸与します。

第3条(サービスの利用) 会員は、当会が提供するサービスを受ける場合、当会所定の方法により利用するものとします。

第4条(会員資格の喪失) 会員が当会会員資格またはJCB会員資格のいずれかを喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。

(TK200100・20040826)